

## 令和元年度 佐久市総合体育館冷暖房設備設置等改修(機械)工事

1	工事名称	令和元年度 佐久市総合体育館冷暖房設備設置等改修(機械)工事	
2	工事場所	佐久市中込2939 佐久市総合体育館	
3	工事概要	<p>冷暖房設備設置に係る冷暖房機器設置及び配管等に係る機械設備工事 一式</p> <p>【主な工事概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 大・小体育室冷暖房設備設置のための空冷ヒートポンプチラーの設置</li> <li>* 輻射型冷暖房パネルの設置及び配管工事</li> <li>* 選手控室、更衣室、幼児体育室及び放送室へのエアコンの設置 等</li> </ul>	
4	注意事項	(1)	同時期にアリーナ照明設備等改修(建築・電気・機械)工事を実施しており、関連工事の請負業者間との調整が必要となるので十分に留意すること。また、大・小体育室については、10月15日まで棚足場が設置されているので工程管理に留意すること。
		(2)	予期せぬ状況等が生じた場合は、必要に応じ速やかに応急措置を講じたうえで、監督員に報告し指示を受けなければならない。
		(3)	保険の期間については、工期プラス1ヶ月程度加入のこと。
		(4)	建退共に加入し契約締結後1ヶ月以内に掛金収納書を提出すること。
		(5)	工事着手前に現場及び周辺の記録写真を撮り、損傷した場合は、請負者の責任により工事期間中に監督員の指示により原状に回復すること。
		(6)	<p>官公署等への届出手続き</p> <p>公共建築工事標準仕様書(建築工事編)「1. 1. 3 官公署その他への届出手続」に準じて、建築基準法、消防法、建設リサイクル法等の関係法令に基づき、工事に必要な諸手続きを行い、監督職員及び工事監理業務委託者(以下、「監督職員等」という。)へ報告すること。</p> <p>また、工事完了時に必要な各機関の検査についても、工事監理業務委託者と協力して、申請から検査合格通知等の受理までを完了させ、工期内に監督職員等へ報告すること。</p>
		(7)	<p>提出書類</p> <p>佐久市書類作成マニュアルに準じて作成するほか、監督職員と協議による。</p>
5	特記事項 (部分使用)	<p>本工事の施工範囲のについては、アリーナ照明設備等改修(建築・電気・機械)工事と工事期間及び工事範囲が重複していることから、関連工事の請負業者間と十分に調整を行うこと。また、大・小体育室は、棚足場が10月15日まで設置されているので、関連工事の円滑な進捗を図るため当該工事範囲について監督職員の協議に応じなければならない。</p>	